

資源循環局
施設整備・管理基本計画
【個別施設計画】

令和5年8月
横浜市資源循環局

目次

【はじめに】 施設整備・管理基本計画改訂にあたって	1
【第1章】 施設の現状	2
【第2章】 プラント施設の保全・更新に係る考え方	6
【第3章】 建築物の保全・更新に係る考え方	11
【第4章】 土木施設の保全・更新に係る考え方	13
【第5章】 各施設の耐用年数	16
【第6章】 脱炭素化への取組	17
【第7章】 今後予想される保全・更新に係る費用	18

別紙1：施設一覧表

はじめに

施設整備・管理基本計画の改訂にあたって

本市の人口は令和3年の1年間で4千人以上減少するなど昭和22年以降初めてマイナスとなり、また、近年は自然災害の増加、脱炭素社会への動き、DXの推進など、社会背景も常に変化しています。

このような状況において、現役世代はもとより、子どもたちや将来市民に豊かな未来をつなぐため、中長期的な財政方針として「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」が決定され、それを受ける形で、公共施設の全体状況を整理し、経営的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進するための「横浜市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」が策定されました。

資源循環局の所管施設は、ごみの焼却工場を始めとした廃棄物処理に係るものが多く、安心・安全な市民生活のため、施設の安定稼働が求められています。資源循環局では局所管施設の安定稼働に向け適切な維持管理や更新を行うための計画として「資源循環局 施設整備・管理基本計画（以下「本計画」という。）」を定めており、今回、総合管理計画の策定に伴い、その基本方針である「公共施設のマネジメント3原則（以下「3原則」という。）」といった経営的視点を反映し、本計画の改訂を行いました。

【対象施設】

- 1 プラント施設
(ごみ焼却工場、資源選別施設、中継輸送施設、最終処分場排水処理施設、検認所)
- 2 建築物
(ごみ収集事務所・し尿収集事務所・車両整備事務所（以下「ごみ収集等事務所」という。）、公衆トイレ)
- 3 土木施設
(橋りょう、トンネル、浮棧橋、最終処分場遮水護岸)
※「別紙1：施設一覧表」参照

【計画期間】

本計画は2023年から2040年までの18年間の計画で、概ね5年ごとに見直しを行います。

【公共施設のマネジメント3原則】

横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョンに定めた「公共施設の適正化」を具体化するための基本原則として、「公共施設のマネジメント3原則」を定め、総合的に取り組んでいくことにより、公共施設が提供する機能・サービスの維持・向上を目指します。

(1) 保全・運営の最適化

長寿命化を基本とした保全更新を着実に行うとともに、利用状況や運営・保全更新コスト等を踏まえた運営の最適化と受益者負担の適正化を推進します。

(2) 施設規模の効率化

人口減少下においても基本的な機能は維持しつつ、更新時における施設のスリム化やコスト縮減、平準化等を積極的に推進します。

(3) 施設財源の創出

資産の売却等による財源創出の工夫や、国費・市債等を有効活用しながら、財政負担を軽減・平準化を行います。

第1章 施設の現状

第1章では、対象施設の概要と課題について記載します。

1 ごみ焼却工場

(1) 対象施設の概要

本市のごみ焼却工場は鶴見工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の4工場体制であり、燃やすごみ全量を焼却処理しています。ごみ焼却にあたっては公害防止に細心の注意を払うなど環境への負荷を低減し、安定化、減量化を図りながら適正に処理しています。ごみ焼却により発生する蒸気は、自家消費及び余熱利用施設へ供給するとともに発電に利用し、多角的にエネルギーを利用しています。

焼却工場で発電した電気は、化石燃料を使用していないため、CO₂を発生しない「環境にやさしいエネルギー」であり、それらを市庁舎等で利用するほか、その環境価値分を市内事業者が活用する「はまっこ電気」の取組に加えて、区庁舎やグリーンライン等に活用を拡大するなど、本市の2050年「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けた取り組みに大きく貢献しています。

(2) 対象施設の課題

本市ごみ焼却工場は、いずれの工場も昭和の後期から平成初期に建設され、主要プラント設備の老朽化が進んでおり、不具合が多発しています。

特に老朽化が著しい都筑工場、鶴見工場においては長寿命化工事を行い、施設の延命化を図っています（劣化の著しい焼却炉やボイラー、クレーン設備等の大規模補修・更新を実施）。しかしながら、長寿命化工事による延命化の効果は10数年程度であることから、耐用年数を迎える都筑工場に替わり、保土ヶ谷工場の再整備を2030年度の稼働に向け着実に進めています。

今後、この保土ヶ谷工場の再整備を皮切りに、順次新工場の整備や既存工場の長寿命化工事を適切な時期に実施していくことが必要となっています。

2 資源選別施設

(1) 対象施設の概要

資源選別施設では、混合収集された資源ごみ（缶・びん・ペットボトル）を、缶は材質別、びんは色別に選別し、品目ごとに再生資源として売却しています。ガラスびんのうち、無色・茶色以外のその他色のものと選別したペットボトルについては、容器包装リサイクル法に基づき指定法人に引き渡し再商品化されています。

(2) 対象施設の課題

コンベヤや圧縮機等のプラント設備の老朽化が進んで経年劣化による不具合が多発するとともに、外壁や屋上防水の老朽化で亀裂や漏水が見受けられ、施設全体の大規模な補修が必要です。

また、現在の資源選別施設は、ペットボトル回収等を始める以前の資源物回収方法に基づき設計されたものであり、設備で対応できないペットボトルの選別については人力で処理を行っています。その結果、近年のペットボトル排出量の増加に伴い、処理能力の低下を招いています。

3 中継輸送施設

(1) 対象施設の概要

収集地区と焼却工場との距離が遠い地域のごみ収集作業の効率化を図るため、燃やすごみの中継基地として中継輸送施設を設置し、大型車に積み替えて焼却工場へ輸送しています。

また、焼却工場間における搬入量の調整を担う役割も担っています。

(2) 対象施設の課題

いずれの中継輸送施設も老朽化が進んでおり、プラント設備の経年劣化による不具合が多発するようになり、現在は部品の交換等で対応していますが、機器の更新等の大規模な補修が必要です。

ただし、中継基地としての役割上、中継輸送施設を別の場所に移転させることは困難です。そのため、大規模な補修等を行う場合においても、系列ごとに施工するなど施設の稼働を確保しながら行う必要があります。

4 最終処分場排水処理施設

(1) 対象施設の概要

最終処分場には、内陸の地形を利用して遮水機能を整備した内陸型と、海面に遮水護岸を整備した海面型の2つがあります。どちらの方法を用いる場合も、処分場からの浸出水を適正に処理するための「排水処理施設」が必要です。

横浜市では、現在、埋め立て中の南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場（以下「第5ブロック処分場」という。）のほか、埋め立てを終了した6か所で排水処理施設を稼働させています。

(2) 対象施設の課題

現在埋め立て中の第5ブロック処分場の排水処理施設は、現時点では供用開始から間もないため経年劣化等はなく、大きな課題はありませんが、今後、水質に応じて設備の増強が必要となります。また、処分場を廃止するまでの間、排水処理施設を継続的に稼働させる必要があることから、保全・補修を適切に実施していく必要があります。

一方、埋め立てが終了した排水処理施設については、いずれも老朽化が進んでいます。6施設の内、2施設は稼働から20年以上経過し、設備の経年劣化が徐々に進んでいることから、今後計画的な補修が必要となります。

残りの4施設は、稼働から40年以上経過し、プラント設備が経年劣化による不具合が多発するようになり、その都度緊急補修等で対応している状況から、設備更新が必要となっています。

5 検認所

(1) 対象施設の概要

市内で汲み取りした「し尿」及び浄化槽等汚泥について、磯子検認所で受入を行い前処理（固形分と水分を分離）した後、水再生センターへ圧送しています。本施設は市内唯一のし尿受入施設となっています。

(2) 対象施設の課題

現在の検認所は、旧磯子工場の建屋を利用しているため、建屋が54年、プラント設備が33年を経過し、老朽化が進んでいます。施設の安定稼働のため、大規模補修による長寿命化が必

要ですが、建屋の残りの耐用年数が短いことから、移転整備も含めた検討を行っていく必要があります。

6 収集等事務所

(1) 対象施設の概要

資源循環局では、市民の方々の生活環境の保全のため、家庭系ごみの収集を行う収集事務所を各区に18か所、し尿収集を行う事務所を1か所、車両のメンテナンスを行う事務所を1か所、保有しています。

(2) 対象施設の課題

建設後30年以上が経過している事務所が14施設あり、施設全体の半数以上を占めています。特にそれらの建築物では、目視等による点検調査の結果、外壁や屋上防水に亀裂や漏水が見受けられ、補修が必要になっています。

7 公衆トイレ

(1) 対象施設の概要

資源循環局では、駅前や繁華街等に建替中を含め76か所（令和5年4月1日現在）の公衆トイレを保有し、維持管理しています。

和式便器の洋式化や段差の解消等のバリアフリー化、照明のLED化等を順次行い、市民や来街者の方々が利用しやすい環境を整備しています。

(2) 対象施設の課題

建設後30年以上が経過しているトイレは外壁・内壁の仕上材が経年劣化しており、衛生設備機器や配管等についても老朽化が進んでいるため、適切な時期に補修を行う必要があります。

また、公衆トイレの中には、設置当時とは、利用状況や周辺環境が変化している場所もあるため、配置の適正化やバリアフリー化などを進めていく必要があります。

8 橋りょう

(1) 対象施設の概要

資源循環局では保土ヶ谷工場搬入路に斜張橋を1橋保有しており、昭和55年の供用開始から43年が経過しています。保土ヶ谷工場へのアクセスには当該橋が必要不可欠です。

また、当該橋は保土ヶ谷工場周辺の市民利用施設への歩行者アクセス通路としても機能しています。

(2) 対象施設の課題

5年に1回の近接目視等による点検の結果、橋りょう全体に塗装の経年劣化による防食機能の低下や、シール材の欠損等が見受けられるため、適宜、補修・改修を行っていく必要があります。

9 トンネル

(1) 対象施設の概要

資源循環局では保土ヶ谷工場搬入路にトンネルを2本保有しており、昭和55年の建設から43年が経過しています。前述では橋りょうと同様、工場へのアクセスには当該トンネルが必要不可欠です。

また、当該トンネルは保土ヶ谷工場周辺の市民利用施設への歩行者アクセス通路としても機能しています。

(2) 対象施設の課題

近接目視等による点検の結果、コンクリート部の浮きやひび割れ、漏水が見受けられ、補修が必要になっています。

10 浮棧橋・最終処分場遮水護岸

(1) 対象施設の概要

現在、埋め立てを行っている第5ブロック処分場及び埋め立てが終了した南本牧廃棄物最終処分場（以下「第2ブロック処分場」という。）は海面処分場のため、廃棄物を埋め立てる内水の周りに遮水護岸を設置して、海域の汚染防止を図っています。

また、内水の埋め立てを広範囲に薄く層を重ねるように行うため、移動する浮棧橋を使用し、埋め立てを行っています。

(2) 対象施設の課題

ア 浮棧橋

平成29年10月の供用開始から日常的な点検を実施しております。現時点では供用開始から間もないため浮棧橋の主要構成品である設備機器及び台船については、経年劣化等はなく、大きな課題はありません。

ただし、浮き棧橋は最終処分場の埋め立て終了時まで使用するため、今後も引き続き、保全・補修を適切に実施していく必要があります。

イ 最終処分場遮水護岸

平成29年10月に資源循環局及び港湾局で制定した、南本牧第5ブロック最終処分場維持管理マニュアルに基づき、定期的に近接目視等の詳細な点検・調査を実施しており、遮水機能に異常がないことを確認していますので、現在のところ課題はありません。

ただし、既設の遮水護岸は最終処分場の埋め立て終了後も使用するため、今後も引き続き、保全・補修を適切に実施していく必要があります。

第2章 プラント施設の保全・更新に係る考え方

第2章では、プラント施設の機能や性能を良好な状態に保つため、その保全の考え方や、施設の更新時期について記載します。

1 プラント施設の保全

プラント施設の保全については総合管理計画に基づき、保全にかかるライフサイクルコストの抑制を図る「CBM：状態監視保全」を基本とした予防保全の推進に努めます。

(1) 保全・補修の考え方

プラント施設の保全は日常点検や定期点検を実施し、点検の結果より、専門的な知識を持った技術職員による診断を実施し、劣化状況に応じた工事、修繕を実施する「CBM：状態監視保全」を標準とします。

また、優先度が高い設備・機器で、一定期間施設を稼働すると必ず劣化する機械器具や、中央監視制御やトラックスケールデータ処理システムなど一定期間を経過すると交換部品の入手・修理・更新が不可能になるものについては「TBM：時間計画保全」を適用します。

なお、優先度が低い設備・機器については、事後保全とします。

(2) 対策の優先順位の考え方

廃棄物処理施設は市民生活への影響が大きい施設であることから、ごみの適正処理、安定稼働のため、優先順位を次の表のとおりとします。

表 対策の優先順位の考え方

優先 順位	高	故障した場合に施設の稼働停止に結びつく設備・機器
	中	・施設の稼働に重要ではあるが、故障した場合でも、予備機で対応することができるなど、冗長性を有するもの ・施設の稼働に重要で、補修に日数を要し、かつ高価な設備・機器
	低	上記のいずれにも属さない設備・機器

(3) 点検方法

点検は以下の方法で実施します。

ア 日常点検

日常点検として、プラントの運転担当者及び設備担当者が、決められた時間と順路で巡回し、各設備の点検項目を目視または簡単な道具を使用して確認を行います。点検項目は異常音、漏洩、振動、熱などを、日々記録・監視します。

なお、点検結果は電子化し、共有しています。

イ 定期点検

定期点検は、プラントの設備担当者や委託・工事請負者が、計測及び非破壊検査等により実施します。点検項目と点検周期は、日常点検、重要度、故障履歴、使用環境などにより決定いたします。

なお、点検結果は電子化し、共有しています。

2 プラント施設の長寿命化や更新の考え方

プラント施設の長寿命化や更新にあたっては総合管理計画の3原則に基づき、長寿命化や施設規模の効率化、財源の創出に配慮した計画とします。

(1) ごみ焼却工場

ア 長寿命化や更新の考え方について（保全・運営の最適化）

ごみ焼却工場は、粉じん・腐食性雰囲気等の摩耗や腐食しやすい状況下で稼働する設備・機器が多いため、他の公共インフラに比べ性能の低下や設備劣化の進行が速く進みます。そのため、ごみ焼却工場の耐用年数はこれまでは一般的に25年程度（参考：「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（環境省廃棄物市適正処理推進課））とされてきました。

しかし、建築物については70年の耐用年数を備えており、プラント機器についても25年程度経過してもなお高い健全度を保っている設備や機器もあり、部分的な補修・更新を行うことで施設の長寿命化を図ることが可能です。

これまで本市においては、稼働から25年でごみ焼却工場の劣化の著しい基幹的設備（ごみ焼却炉、ボイラー、クレーン設備等）の長寿命化工事を実施しており、耐用年数を概ね稼働から40～45年まで延命化する計画とします。

長寿命化工事による延命後、耐用年数を迎えたごみ焼却工場については、プラント設備の全面更新や建替（以下「再整備」という。）を行います。

再整備にあたっては、さらなる延命化を目指すため、中長期的な補修計画を事業者に提案させる等事業者の技術力を最大限引き出すことで、耐用年数を50年以上まで延命化する計画とします。

イ 処理能力・施設数（施設規模の効率化）

再整備にあたっては、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（（公社）全国都市清掃会議）の考え方を参考に、将来のごみ量予測及び災害廃棄物の処理計画量と、現有する施設の処理能力を踏まえ、新工場の処理能力を決定することとします。

また、施設数については、適宜、工場の運営費やごみ収集効率や、今後の人口減少、プラスチックの分別拡大等によるさらなるごみ量の減少を踏まえ、適切な施設数を検討します。

ウ 施設財源の創出

長寿命化工事及び再整備の実施にあたっては、高効率発電設備の導入による発電量の増大とともに省エネ対策機器や新燃焼制御システム導入による消費電力の低減等により、工場から電気事業者への売電量を増大させ歳入の確保を図るほか、積極的に国費を活用します。

また、さらなる財源の確保や平準化のため、整備費への民間資金の導入（PFI等）の検討及び、事業費縮減のため既存躯体利用についての検討を行います。さらに、各施設の再整備に係る費用の縮減などの観点から、周辺の資源循環局施設の集約化も検討します。

加えてごみ焼却工場の運転・維持管理においては最新技術であるAI・IOTを活用した機器の導入により、自動化・省力化を行い、運営費の縮減を図ります。

(2) 資源選別施設

ア 長寿命化や更新の考え方について（保全・運営の最適化）

資源選別施設は、コンベヤやプレス機等、稼働に伴い機械の金属部の接触により摩耗や腐食が進行する設備機器が多いため、性能低下や設備劣化が早く進行し、一般的な公共施設に比べ耐用年数も短いものとなります。

そこで、令和3年3月に環境省が策定した「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（その他の施設編）」に記載の他都市における供用年数等の事例から概ね35年と設定します。

なお、設備の耐用年数は稼働時間に比例することから、本市の選別施設のうち昼夜二交代制で稼働時間が長い鶴見・金沢資源選別センターについては、耐用年数を30年とします。

また、第1章の「対象施設の課題」でも記載したように現在の資源選別施設は、人力による選別に頼るところがあり、処理能力の低下を招いています。そういった課題を解決するため、耐用年数を迎えた資源選別施設については、プラント設備の全面更新や新設等により、時代の変化に伴う資源物の量及び品目に対応できる施設に再整備します。

イ 処理能力・施設数（施設規模の効率化）

再整備にあたっては、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」（（公社）全国都市清掃会議）の考え方を参考に、将来の資源物量予測や現有する施設の処理能力から、新施設の処理能力を決定します。

また、施設数については、適宜、施設の運営費や資源物の収集効率、今後の人口減少による資源物量の予測等を見込み、適切な施設数となるよう検討します。

ウ 施設財源の創出

再整備にあたっては、積極的な国費の活用を検討します。

また、時代の変化に伴う資源物の量及び品目に対応できるよう、AI等の最新技術を活用した機器を導入することにより、自動化・省力化を行い、運営費の縮減を図ります。

(3) 中継輸送施設

ア 長寿命化や更新の考え方について（保全・運営の最適化）

中継輸送施設は、コンベヤや圧縮装置等、稼働に伴い機械の金属部の接触により摩耗や腐食が進行する設備機器が多いため、性能低下や設備劣化が早く進行し、一般的な公共施設に比べ耐用年数も短いものとなります。

本市施設においてはコンパクター等の主要機器において摩耗・腐食が進んでおり、その進行状況から長寿命化を行わない場合、稼働から40年程度の使用が限界と見込んでいます。

しかし、建築物については70年の耐用年数を備えており、プラント機器についても40年程度経過してもなお高い健全度を保っていると予測される設備や機器もあり、部分的な補修で健全度を回復することが可能であることから、稼働から40年を目途に劣化の著しい基幹的設備の補修・更新（長寿命化工事）を行い、稼働から70年まで延命化する計画とします。

長寿命化工事による延命後、耐用年数を迎えた中継輸送施設については、再整備を行います。

イ 処理能力・施設数（施設規模の効率化）

再整備にあたっては、将来のごみ量予測や収集運搬効率などから適切な施設規模とします。

ウ 施設財源の創出

長寿命化や再整備にあたっては、国費の導入が行えるよう、国に積極的に働きかけを行います。

(4) 最終処分場排水処理施設

ア 長寿命化や更新の考え方について（保全・運営の最適化）

旧処分場排水処理施設のプラント機器の耐用年数は、現有施設の劣化状況や 20 政令指定都市及び東京 23 特別区の清掃事業担当部門で構成する「大都市清掃事業協議会」の議事資料を参考に概ね 40～50 年程度と設定します。耐用年数を迎えたプラント設備については長寿命化工事を行い、最終処分場廃止までの間、適切な設備更新を実施することで、施設の健全性を長期に渡り維持します。

南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場や神明台処分地の排水処理施設は、処理系統が 2 系統化されていることから最終処分場の廃止までの間、2 系統を計画的に運用・補修を行うことにより健全性の維持を図ります。

なお、最終処分場における廃止基準は下記の「表 最終処分場における廃止基準」のとおりとなっています。

表 最終処分場における廃止基準

最終処分場における廃止基準項目 (一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準より抜粋)	
(1)	廃棄物最終処分場が、構造基準に適合していないと認められないこと。(囲い、調整池、浸出液処理設備を除く)
(2)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。
(3)	火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。
(4)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。
(5)	採取された地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、水質の悪化が認められない場合はこの限りでない。 イ 現在、地下水の水質が基準に適合していないこと。 ロ 検査の結果、その結果の傾向から基準に適合しない恐れがあること。
(6)	保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目・頻度で 2 年以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準などに適合していると認められること。 イ 排水基準等に係る項目… 6 月に 1 回以上 ロ pH、BOD、COD、SS… 3 月に 1 回以上
(7)	埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が 2 年以上にわたり認められないこと。
(8)	埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になっていないこと。
(9)	おおむね 50 cm 以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。
(10)	雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。
(11)	埋立地からの浸出液またはガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。

イ 処理能力（施設規模の効率化）

旧処分地の排水処理施設については、旧処分地からの浸出水の状況により、今後の維持管理効率化の観点から、水質の変化に合わせ、設備の簡素化を検討します。

また、第 5 ブロック処分場の排水処理施設は処分場浸出水の水質悪化が想定されることから段階的に設備を増強ことで、適切な処理能力とします。

ウ 施設財源の創出

プラント設備の長寿命化工事にあたっては、国費の導入が行えるよう、国に積極的に働きかけを行います。

(5) 検認所

ア 長寿命化や更新の考え方について（保全・運営の最適化）

横浜市の検認所は、プラント設備の設備数は少なく簡易な処理施設であることから、計画的に運用し適切な保全・補修を実施することで、施設の健全性を長期に渡り維持します。

以上のことから、検認所の耐用年数を建築物の耐用年数である 70 年とします。

なお、耐用年数を迎えた検認所については新施設の整備を検討します。

イ 処理能力（施設規模の効率化）

再整備にあたっては、し尿等の浄化処理まで行う「し尿処理施設」を整備するのではなく、下水処理施設と連携した受入施設の整備を検討していきます。施設規模についても受入量に応じた処理能力とします。

ウ 施設財源の創出

新施設の整備、特に受入施設の整備にあたっては、国費の導入が行えるよう、国に積極的に働きかけを行います。

第3章 建築物の保全・更新に係る考え方

第3章では、建築物の機能や性能を良好な状態に保つため、その保全の考え方や、施設の更新時期について記載します。

1 建築物の保全

建築物の保全については総合管理計画の3原則に基づき、保全にかかるライフサイクルコストの抑制を図る「CBM：状態監視保全」を基本とした予防保全の推進に努めます。

(1) 保全・補修の考え方

ア 収集等事務所（プラント施設の建築部分含む）

建築物については、建築基準法第12条等に基づく点検検査結果に基づき専門的な知識を持った技術職員による診断を実施し、劣化状況に応じた工事、修繕を実施する「CBM：状態監視保全」とします。

また、外壁や屋上防水、開口部などの建具については、それぞれ、15年、20～30年、30～40年を目途に、補修を行う、「TBM：時間計画保全」を適用します。

建築設備については、専門的な知識を持った技術職員による劣化調査、また専門家による法定点検といった様々な点検結果をもとに、工事や修繕を実施する「CBM：状態監視保全」とします。

なお、施設の停止に直結するような優先度が高い設備・機器で、一定期間を経過すると必ず劣化する受配電設備や蓄電池設備などについては「TBM：時間計画保全」を適用します。

イ 公衆トイレ

建築物や建築設備について、専門的な知識を持った技術職員による点検結果をもとに、工事や修繕を実施する「CBM：状態監視保全」を行います。

(2) 対策の優先順位の考え方

施設として求められる機能の確保や、働く方々の労働条件等への配慮により、優先順位を次の表のとおりとします。

表 対策の優先順位の考え方

優先順位	高	・不具合が発生した場合、求められる施設の機能に影響がある ・不具合が発生した場合、働く方々の労働条件（安全作業等）に影響がある
	中	・施設の機能や労働条件（安全作業等）に対し重要ではあるが、予備機で対応することができるなど、冗長性を有する ・復旧までの補修に日数を要し、かつ高価である
	低	上記のいずれにも属さない

(3) 点検方法

ア 収集等事務所（プラント施設の建築部分含む）

建築物の一部については建築基準法第12条に基づく定期的な点検等を実施します。外壁、屋上防水などについては、施設管理職員と技術職員が協力しながら、目視による漏水や亀裂等の点検・診断を実施し、業者による建具等の委託点検も活用します。

建築設備については、施設管理職員または技術職員が目視、分解調査、計測機器等を使用した測定などを実施し、設備の劣化状況を確認します。また、業者による法定点検の委託点検も活用します。

なお、点検・診断結果は電子化し、共有しています。

イ 公衆トイレ

設備等については、各トイレの担当職員が2～3週間に一回程度、巡回点検を行います。

また、原則日曜日を除く毎日、委託業者が実施している日常的な清掃に際して、簡易な点検も活用します。

建築物については、各トイレの担当職員が目視等により定期的な点検・診断を実施します。

なお、点検結果は電子化し、共有しています。

2 建築物の長寿命化や更新の考え方

建築物の長寿命化や更新にあたっては総合管理計画の3原則に基づき、長寿命化や施設規模の効率化、財源の創出に配慮した計画とします。

(1) 収集等事務所

ア 長寿命化工事・建替による再整備の時期等（保全・運営の最適化）

収集等事務所は、庁舎であることから耐用年数を一般的な公共施設と同じ概ね70年とし、施設寿命の中間となる概ね35～40年に、建築物や建築設備の長寿命化工事を実施し、延命化を図ります。

耐用年数が経過した、施設については建替等の再整備を行います。

イ 延床面積、施設数（施設規模の効率化）

再整備にあたっては、将来のごみ量予測などから必要人員に合わせた施設規模とするとともに、ごみ収集効率を踏まえ、最適な施設配置・数についても検討を行います。

ウ 施設財源の創出

収集等事務所は安定したごみの収集・処分に必要不可欠な施設であることから、長寿命化工事及び再整備にあたっては、国費の導入について、国に積極的な働きかけを行っていきます。

(2) 公衆トイレ

ア 長寿命化や更新の考え方について（保全・運営の最適化）

公衆トイレについては建物の耐用年数を一般的な公共施設と同じ概ね70年とし、劣化状況や施設の利用状況を踏まえ、順次、再整備を実施します。

イ 延床面積、施設数（施設規模の効率化）

今後、公衆トイレのあり方に関する基本方針を定めて、設置や維持の要件を明確化し、本市が公衆トイレを設置するこれまでの手法にとらわれず、民間施設等も活用した、施設配置の適正化を進めていきます。

ウ 施設財源の創出

ネーミングライツの活用等により公衆トイレ維持管理できる仕組みづくりを進めます。

また、利用可能な国費については、積極的に活用します。

第4章 土木施設の保全・更新に係る考え方

第4章では、土木施設の機能や性能を良好な状態に保つため、その保全の考え方や、施設の更新時期について記載します。

1 土木施設の保全

土木施設の保全については総合管理計画3原則に基づき、保全にかかるライフサイクルコストの抑制を図る「CBM：状態監視保全」を基本とした予防保全の推進に努めます。

(1) 保全・補修の考え方

ア 橋りょう・トンネルの補修

定期的に点検を実施し、その結果をもとに必要となる最低限の補修を行っていく「CBM：状態監視保全」を行います。

イ 浮栈橋

浮栈橋の保全については日常点検、定期点検、詳細定期点検を実施し、点検結果より専門的な知識を持った技術職員による総合評価を行い、劣化状況に応じた補修工事を実施する「CBM：状態監視保全」を標準とします。

ウ 最終処分場遮水護岸

第5ブロック処分場遮水護岸の保全については、維持管理マニュアル等での定期点検を実施し、点検結果より専門的な知識を持った技術職員による総合評価を行い、劣化状況に応じた補修工事や修繕を実施する「CBM：状態監視保全」を標準とします。

(2) 対策の優先順位の考え方

対策の優先度については、第4章1(3)の点検結果に基づき、費用の平準化や経費抑制の観点も踏まえ総合的に判断したうえで、優先順位を決定するものとします。

(3) 点検方法

ア 橋りょう

国土交通省道路法施行規則に準拠し、5年に1回の近接目視等による点検を実施します。点検・診断は、国土交通省が公表している、「橋梁定期点検要領 平成31年3月」を準用し、近接目視を基本としながら点検を行い、健全性を診断し、以下のように分類します。なお、点検結果は電子化し、共有しています。

表 対策区分の判定区分 ※「橋梁定期点検要領 平成31年3月」より抜粋

判定区分	判定の内容
A	損傷が認められないか、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C 1	予防保全の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
C 2	橋梁構造の安全性の観点から、速やかに補修等を行う必要がある。
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E 2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事に対応する必要がある。
S 1	詳細調査の必要がある。
S 2	追跡調査の必要がある

※ 定期点検では、橋梁の損傷状況を把握したうえで、構造上の部材区分あるいは部位毎、損傷種類毎の対策区分について、橋梁定期点検要領の付録-1「対策区分判定要領」を参考にしながら、上表の判定区分による判定を行う。

イ トンネル

国土交通省道路法施行規則に準拠し、5年に1回の近接目視等による点検を実施します。

点検・診断は、国土交通省が公表している、「道路トンネル定期点検要領 平成31年3月」を準用し、近接目視を基本としながら点検を行い、健全性を診断し、以下のように分類します。

なお、点検・診断結果は電子化し、共有しています。

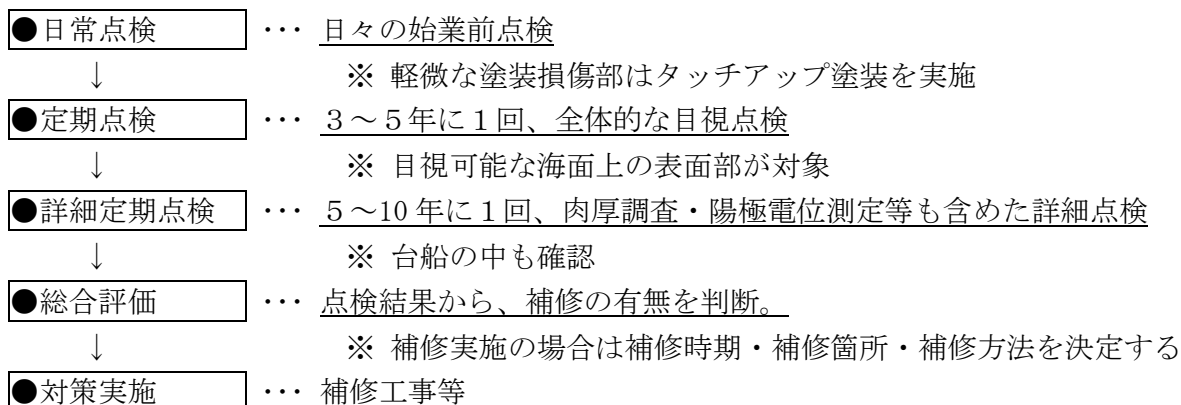
表 対策区分 ※「道路トンネル定期点検要領 平成31年3月」より抜粋

区分	定義
I	利用者に対して影響が及ぶ可能性がないため、措置を必要としない状態。
II	IIb 将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、監視を必要とする状態。
	IIa 将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、重点的な監視を行い、予防保全の観点から計画的に対策を必要とする状態。
III	早晚、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に措置を講じる必要がある状態。
IV	利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、緊急に対策を講じる必要がある状態。

※ 判定区分IVにおける「緊急」とは、早期に措置を講じる必要がある状態から、交通開放できない状態までを言う。

ウ 浮棧橋

点検から対策までの手順について、次のとおり実施します。



※ この点検結果は電子化し、共有しています。

エ 最終処分場遮水護岸

点検は、南本牧（第2ブロック）廃棄物最終処分場維持管理マニュアル」（平成16年10月18日制定）及び「南本牧第5ブロック最終処分場維持管理マニュアル」（平成29年10月22日制定）に基づき、定期的実施します。

なお、点検結果は電子化し、共有しています。

2 土木施設の長寿命化や更新の考え方

(1) 橋りょう

橋りょうの長寿命化対策のうち、建替（架替）は一般的に高コストであること、迂回路の設置等による影響も大きくなること等の理由により、原則として建替（架替）は実施せず、半永久的に使用し続ける計画とします。

なお、建替を実施する場合には、長寿命化対策とのコスト比較、対策の実現性及び構造上の安全性等について十分な検討を行った上で実施します。

(2) トンネル

トンネルは、覆工・躯体のみならず周辺地山なども含めて成り立つ構造物であることなどから、完成後の構造体を更新（再構築）することは一般的に困難とされています。また、通行止めを伴わない限り現位置において更新（再構築）することはできません。このため、定期点検により健全度を把握しながら状況に応じた補修・補強を行い、原則として半永久的に使用し続ける計画とします。

(3) 浮棧橋

浮棧橋は、原則、更新は実施しないものとして、上記1（3）ウに示す保全・補修を適切に実施し、第5ブロック処分場の埋め立て完了まで延命化するものとします。

(4) 最終処分場遮水護岸

最終処分場遮水護岸は、埋め立て地を海からの外力から護る「護岸」機能と、処分場の保有水（内水）を外海に漏出させないための「鉛直・底面遮水工」の両者の性能が要求され、その護岸は常に外海及び処分場の内水と接してします。そのため、一度護岸の使用を始めると更新（再構築）することができないことから、上記1（3）エに示す保全・補修を適切に実施し、半永久的に使用し続ける計画とします。

第5章 各施設の長寿命化や更新に係る考え方

第2章から第4章までの長寿命化や更新に係る考え方を以下の表にまとめます。

表 各施設の長寿命化や更新に係る考え方

施設名		長寿命化や更新に係る考え方
プラント 施設	ごみ焼却工場	・稼働から概ね25年で長寿命化を行い、 概ね40年～45年で再整備 (新工場については、概ね50年)
	資源選別施設	・稼働から概ね30～35年で再整備
	中継輸送施設	・稼働から概ね40年で長寿命化を行い、 概ね70年で再整備
	最終処分場排水処理施設 (旧処分場)	・稼働から概ね40～50年で長寿命化を行い、 最終処分場の廃止まで使用
	最終処分場排水処理施設 (神明台、南本牧)	・最終処分場の廃止まで適切な補修を行い使用
	検認所	・稼働から概ね70年で再整備
建築物	ごみ収集等事務所	・稼働から概ね35～40年で長寿命化を行い、 概ね70年で再整備
	公衆トイレ	・稼働から概ね70年で再整備
土木施設	橋りょう	・半永久的に使用
	トンネル	・半永久的に使用
	浮棧橋	・最終処分場の廃止まで適切な補修を行い、使用
	最終処分場遮水護岸	・半永久的に使用

第6章 脱炭素化への取組

第6章では、横浜市の目指す将来像として掲げる 2050 年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」の実現に向け、施設の新設や改修時に行う脱炭素化の取組を記載します。

1 再生可能エネルギーの最大限の創出

工場の再整備に合わせ、高度なエネルギー回収技術や高効率発電設備を導入し、長寿命化工事においてはごみ焼却熱の回収率を高める改造を行うことで、発電量の更なる向上を図ります。

また、局所管施設の新築等の際には、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備を導入します。

なお、既設の収集事務所等の施設においても、太陽光発電設備が設置可能な施設を精査し、導入を検討します。導入にあたっては、PPA 事業等の活用を検討し進めていきます。

2 LED 等高効率照明の導入

施設の新設時には LED 等高効率照明（以下「LED」という。）を導入します。

また、照明器具が LED 化されていない施設においては、ESCO 事業等を活用し、導入を加速化させます。

3 環境性能の高い施設の整備

公共建築物の省エネ性能や環境性能に関する基準を定めた「公共建築物における環境配慮基準」に基づき、環境性能の高い施設整備を行います。局施設を新築する際は、エネルギー消費性能を原則として ZEB Oriented 相当以上とし、ZEB 化を推進します。

4 省エネ改修の実施

工場の長寿命化のようなプラント設備の大規模改修や建築設備の改修を行う際は、機器のインバーター化や省エネ機器の導入による施設の省エネを図ります。

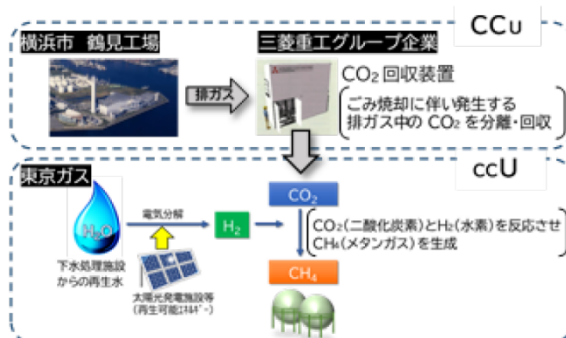
5 脱炭素化に向けた新技術等の調査・研究

脱炭素社会の実現に向けて開発が進んでいる CO₂ の分離・回収、有効利用技術（CCU）をはじめとした新技術のほか、工場の近隣事業者における熱エネルギーの新たな有効利用についても、調査・研究を進めます。

ごみ焼却工場の排ガスから CO₂ を分離・回収、利用 ～「Zero Carbon Yokohama」の実現～

ごみ焼却工場の排ガス中に含まれる CO₂ を分離・回収し、有効活用する CCU の確立に向け、東京ガス株式会社、三菱重工エンジニアリング株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と横浜市が覚書を締結し、実証試験を進めています。

本実証試験は、鶴見工場の排ガス中の CO₂ を、三菱重工グループ企業が開発した設備により分離・回収し、東京ガスの施設で水素と合成してメタンガスを生成するもので、脱炭素化の革新的な技術です。



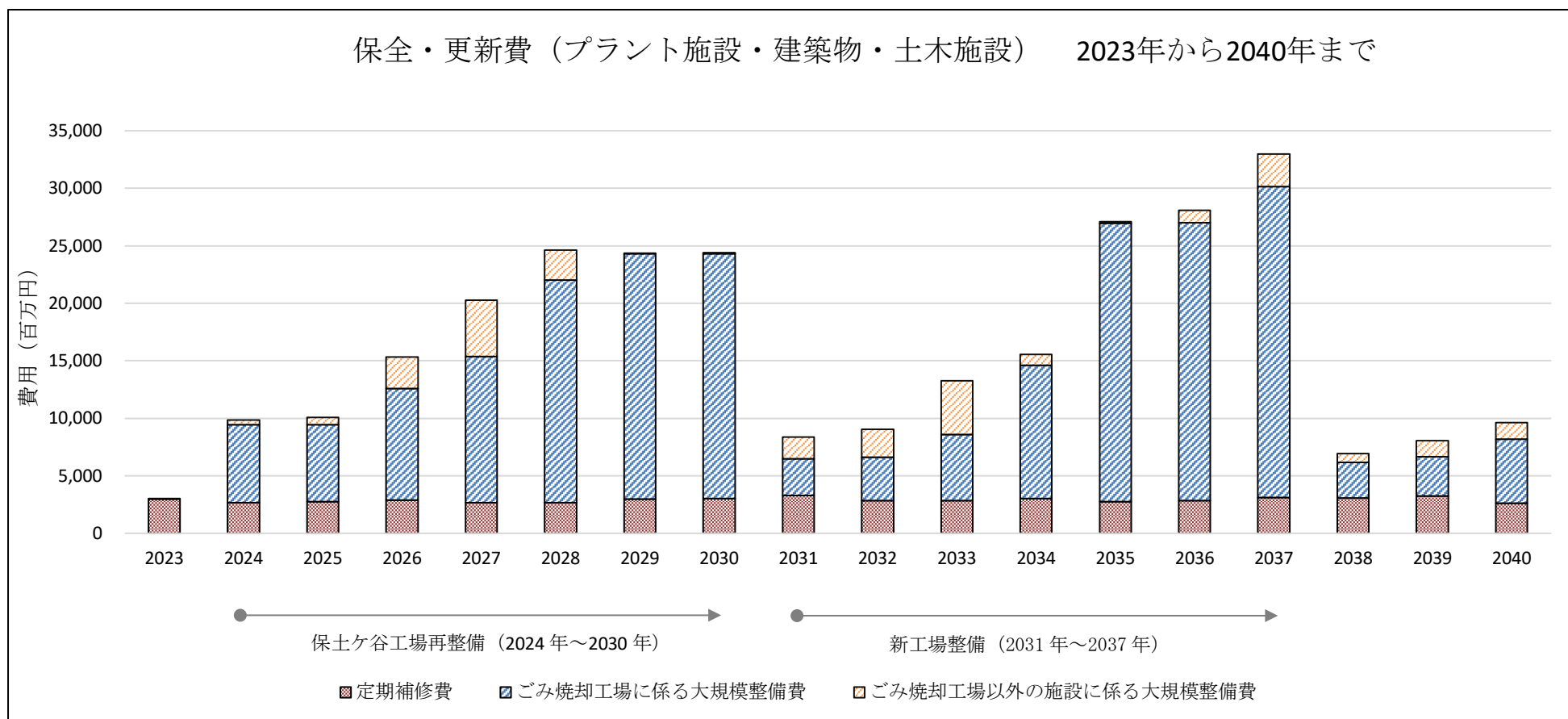
第7章 今後予想される保全・更新に係る費用

第7章では、第2章から第4章までの保全・更新に係る考え方を基に、別紙1に記載する各施設における定期補修費(※1)及び大規模整備費(※2)について、合計した費用を以下のグラフにて示します。なお、期間は「横浜市公共施設等総合管理計画」の計画期間である2040年までとし18年間で約2,900億円(※3)を保全・更新に係る費用として見込んでいます。

※1 プラント施設、建築物、土木施設の施設機能を維持するため、定期的な補修・修繕等を実施するための費用

※2 プラント施設、建築物、土木施設の建替え・解体、及び施設寿命の延命化を目的とした長寿命化工事等の費用

※3 令和5年度の物価、人件費等に基づく保全・更新に係る費用



施設一覧表 ※令和5年4月1日時点

1 プラント施設

(1)焼却工場

	施設名	所在地	処理能力	供用開始	経過年数
1	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地1	400t/日×3炉	平成7年	28年
2	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	180t/日×3炉	平成11年	24年
3	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地1	400t/日×3炉	平成13年	22年
4	都筑工場	都筑区平台27番1号	400t/日×3炉	昭和59年	39年
5	保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町355番地	400t/日×3炉	昭和55年	42年

(2)資源選別施設

	施設名	所在地	処理能力	供用開始	経過年数
1	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地1	50t/5h	平成7年	27年
2	金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目7番地1	30t/5h	平成14年	21年
3	緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	A棟：25t/5h	平成5年	30年
			B棟：35t/5h	平成10年	25年
4	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921番地12	60t/5h	平成7年	27年

(3)中継輸送施設

	施設名	所在地	処理能力	供用開始	経過年数
1	神奈川輸送事務所	神奈川区新浦島町2丁目4番地2	400t/日 (コンパクト方式)	平成6年	29年
2	戸塚輸送事務所	戸塚区名瀬町443番地1	200t/日 (コンパクト方式)	昭和62年	35年
3	神明台輸送事務所	泉区池の谷3949番地	500t/日 (コンパクト方式)	平成3年	31年

(4)最終処分場排水処理施設・検認所

	施設名	所在地	処分場埋立期間	供用開始	経過年数
1	東本郷処分地排水処理施設	緑区東本郷町74番地	昭和51～53年	昭和52年	46年
2	川井処分地排水処理施設	緑区三保町567番地	昭和44～47年	昭和47年	50年
3	長坂谷処分地排水処理施設	緑区寺山町800番地	昭和48～59年	昭和48年	49年
4	下川井処分地排水処理施設	旭区矢指町1953番地	昭和47～51年	昭和47年	50年
5	アクア新橋排水処理施設	泉区新橋町2105番地	昭和41～45年	平成16年	18年
6	神明台処分地 カルシウム除去施設	泉区池の谷3949番地ほか	昭和48～平成23年	平成元年	33年
	神明台処分地 7次排水処理施設			平成8年	27年
7	南本牧廃棄物最終処分場 排水処理施設(第2ブロック)	中区南本牧4番地	平成5～30年	平成5年	29年
8	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場 排水処理施設	中区南本牧4番地3	平成29年～	平成29年	5年
9	磯子検認所	磯子区新磯子町38番地		昭和48年	49年

2 建築物

(1)ごみ収集事務所等

	施設名	所在地	延床面積	供用開始	経過年数
1	鶴見事務所	鶴見区小野町39番地	1,671.7 m ²	昭和51年	46年
2	神奈川事務所	神奈川区千若町3丁目1番地43	1,748.9 m ²	昭和53年	44年
3	西事務所	西区浜松町11番4号	1,564.6 m ²	昭和52年	45年
4	中事務所	中区錦町11番地2	2,110.4 m ²	昭和51年	46年
5	南事務所	南区睦町1丁目1番地2	3,058.5 m ²	昭和61年	36年
6	港南事務所	港南区日野南三丁目1番2号	1,608.6 m ²	令和4年	1年未満
7	保土ヶ谷事務所	保土ヶ谷区狩場町355番地	1,544.0 m ²	昭和55年	42年
8	旭事務所	旭区白根二丁目8番1号	1,822.1 m ²	昭和48年	50年
9	磯子事務所	磯子区新磯子町6番地	1,437.4 m ²	平成7年	27年
10	金沢事務所	金沢区幸浦二丁目2番地6	1,673.6 m ²	平成18年	17年
11	港北事務所	港北区大豆戸町1238番地	1,775.6 m ²	平成17年	17年
12	緑事務所	緑区長津田みなみ台五丁目1番地15	1,767.7 m ²	昭和54年	44年
13	青葉事務所	青葉区市ヶ尾町2039番地1	1,834.1 m ²	平成13年	21年
14	都筑事務所	都筑区平台27番2号	1,822.5 m ²	昭和59年	39年
15	戸塚事務所	戸塚区川上町415番地8	1,907.2 m ²	昭和59年	38年
16	栄事務所	栄区上郷町1570番地1	1,041.7 m ²	昭和51年	46年
17	泉事務所	泉区和泉町5874番地14	1,113.8 m ²	平成6年	28年
18	瀬谷事務所	瀬谷区二ツ橋町548番地2	1,007.3 m ²	昭和57年	41年
19	北部事務所	旭区上白根三丁目38番2号	2,057.8 m ²	昭和46年	52年
20	車両課	神奈川区新浦島町2丁目4番地	2,760.2 m ²	昭和56年	42年
21	神明台処分地	泉区池の谷3949番地ほか	7,278.7 m ²	昭和60年	38年
22	南本牧廃棄物 最終処分場管理事務所	中区南本牧4番地	196.7 m ²	平成5年	30年
23	栄ストックヤード	栄区上郷町1570番地1	47.1 m ²	令和3年	2年

2 建築物

(2) 公衆トイレ(その1)

	施設名	所在地	延床面積	供用開始	経過年数
1	花月園前駅構内	鶴見区生麦五丁目1番3号	17.3 m ²	昭和48年	50年
2	潮見橋	鶴見区潮田町1丁目1地先	21.4 m ²	平成23年	12年
3	鶴見駅西口	鶴見区豊岡町192番の一部	19.1 m ²	令和3年	2年
4	東神奈川駅東口	神奈川区東神奈川一丁目13番地12	41.8 m ²	平成15年	20年
5	新子安駅前	神奈川区子安通2丁目259番地	41.6 m ²	平成13年	22年
6	東白楽駅前	神奈川区白楽12番地1	27.3 m ²	昭和61年	37年
7	片倉町駅前	神奈川区片倉一丁目33番	30.4 m ²	昭和63年	35年
8	西平沼橋	西区平沼二丁目7番2号	11.1 m ²	昭和29年	69年
9	浅間下	西区浅間町1丁目16番地1	16.8 m ²	昭和35年	63年
10	西横浜駅前	西区西平沼町8番1号	37.0 m ²	平成17年	18年
11	久保山	西区霞ヶ丘64番地	7.9 m ²	昭和4年	93年
12	野毛山プール前	西区東ヶ丘50番地	11.1 m ²	昭和4年	94年
13	洪福寺	西区南浅間町31番地10	8.4 m ²	昭和28年	70年
14	横浜駅東口タクシープラザ	西区高島二丁目16番	36.2 m ²	昭和60年	38年
15	横浜駅東口駅前広場	西区高島二丁目16番	28.4 m ²	平成4年	31年
16	横浜駅西口	西区南幸一丁目4番	37.4 m ²	昭和59年	39年
17	高島町交差点	西区高島二丁目1番	22.2 m ²	昭和63年	35年
18	西の橋	中区石川町1丁目1番地	28.8 m ²	昭和62年	36年
19	小港橋	中区小港町1丁目1番地	21.6 m ²	昭和36年	62年
20	長者橋	中区長者町9丁目175番地	9.9 m ²	平成4年	31年
21	黄金橋	中区末吉町2丁目28番地	9.6 m ²	昭和4年	93年
22	三溪園前	中区本牧大里町1番5号	12.8 m ²	昭和55年	43年
23	山下町駐車場	中区山下町8番地	2.3 m ²	昭和57年	41年
24	車橋	中区石川町5丁目209番地1	2.0 m ²	平成2年	33年
25	本牧ふ頭	中区本牧ふ頭3番地1	22.0 m ²	昭和58年	40年
26	前田橋	中区山下町112番地	16.8 m ²	昭和59年	39年
27	関内駅南口	中区港町1丁目2番地2	31.3 m ²	昭和60年	38年
28	谷戸橋	中区山下町184番地1	28.1 m ²	昭和60年	38年
29	桜木町駅前	中区桜木町1丁目1番地53	41.3 m ²	昭和63年	35年

2 建築物

(2) 公衆トイレ(その2)

	施設名	所在地	延床面積	供用開始	経過年数
30	山下町(中華街)	中区山下町203番地	47.6 m ²	平成10年	25年
31	中華街東門	中区山下町80番地3	33.9 m ²	平成15年	20年
32	一本橋	南区白金町2丁目33番地	10.0 m ²	昭和4年	94年
33	三吉橋	南区浦舟町1丁目19番地2	4.0 m ²	平成2年	33年
34	鶴巻橋	南区大橋町1丁目1番地	30.2 m ²	平成31年	4年
35	弘明寺	南区大岡二丁目32番7号	10.0 m ²	昭和4年	94年
36	駿河橋	南区新川町1丁目2番地	4.6 m ²	昭和59年	39年
37	井土ヶ谷駅前	南区井土ヶ谷下町214番地	2.0 m ²	平成2年	33年
38	上永谷駅前	港南区丸山台一丁目12番	25.8 m ²	昭和57年	41年
39	和田町駅前	保土ヶ谷区仏向町2番地	21.6 m ²	昭和45年	53年
40	(建替中) 保土ヶ谷駅前	保土ヶ谷区岩井町123番2	—	令和5年内に 供用開始予定	—
41	鶴ヶ峰バスターミナル	旭区鶴ヶ峰二丁目18番地	44.9 m ²	平成2年	33年
42	八幡橋	磯子区原町10番11号	9.2 m ²	昭和4年	94年
43	杉田駅前	磯子区杉田二丁目1番	22.6 m ²	昭和51年	47年
44	新杉田駅前	磯子区新杉田町8番地1	34.9 m ²	平成元年	34年
45	磯子駅前	磯子区森一丁目1番1号	16.2 m ²	昭和52年	46年
46	いそご海づり場	磯子区新磯子町38番地	2.4 m ²	昭和58年	40年
47	根岸駅前	磯子区東町16番1号	28.8 m ²	昭和58年	40年
48	洋光台駅前	磯子区洋光台三丁目13番	28.4 m ²	昭和59年	39年
49	釜利谷	金沢区釜利谷東一丁目56番	2.0 m ²	平成4年	31年
50	金沢八景	金沢区瀬戸4番4号	2.0 m ²	平成元年	34年
51	金沢文庫駅バスターミナル	金沢区釜利谷東二丁目1番地先	2.4 m ²	平成7年	28年
52	日吉駅前	港北区日吉二丁目1番	31.0 m ²	平成7年	28年
53	新横浜駅北口	港北区新横浜二丁目1番地	35.4 m ²	昭和63年	35年
54	大倉山駅前	港北区大倉山一丁目1番1号	25.9 m ²	昭和58年	40年
55	横浜アリーナ	港北区新横浜三丁目15番地	48.4 m ²	昭和63年	35年
56	十日市場駅前	緑区十日市場町825番地	28.5 m ²	昭和56年	42年
57	中山駅北口	緑区中山一丁目4番	37.3 m ²	平成20年	15年
58	鴨居駅前	緑区鴨居一丁目16番	2.4 m ²	平成9年	26年

2 建築物

(2) 公衆トイレ(その3)

	施設名	所在地	延床面積	供用開始	経過年数
59	市が尾駅前	青葉区市ケ尾町1063番地4	13.6 m ²	平成27年	8年
60	青葉台駅前	青葉区青葉台一丁目8番地1	31.5 m ²	平成元年	34年
61	江田駅前	青葉区荏田町2360番地1	27.0 m ²	平成2年	33年
62	あざみ野駅前	青葉区あざみ野二丁目1番地1	36.2 m ²	昭和57年	41年
63	藤が丘駅前	青葉区藤が丘一丁目29番地1	2.0 m ²	昭和63年	35年
64	こどもの国駅前	青葉区奈良町978番地6	31.3 m ²	平成27年	8年
65	仲町台駅前	都筑区仲町台一丁目1番	38.0 m ²	平成5年	30年
66	中川駅前	都筑区中川一丁目1番	32.4 m ²	平成7年	28年
67	センター北駅前	都筑区中川中央一丁目1番	43.1 m ²	平成8年	27年
68	北山田駅前	都筑区北山田一丁目6番11号	91.1 m ²	平成18年	17年
69	東戸塚駅東口	戸塚区品濃町692番地	26.0 m ²	昭和58年	40年
70	東戸塚駅西口	戸塚区品濃町740番地9	27.0 m ²	昭和63年	35年
71	戸塚駅東口	戸塚区戸塚町12番地1	34.0 m ²	平成元年	34年
72	戸塚駅西口	戸塚区戸塚町16番地18	37.8 m ²	平成23年	12年
73	本郷台駅前	栄区小菅ケ谷一丁目1番	30.1 m ²	昭和57年	41年
74	大船駅東口バスターミナル	栄区笠間二丁目1番	27.7 m ²	令和3年	1年
75	桂町プロムナード	栄区桂町303番地19	2.4 m ²	平成5年	30年
76	瀬谷駅北口	瀬谷区中央1番地1	39.4 m ²	平成10年	25年

3 土木施設

橋りょう、トンネル、浮棧橋、処分場遮水護岸

	施設名	所在地	諸元	供用開始	経過年数
1	橋りょう	保土ヶ谷区狩場町355番地	保土ヶ谷工場搬入路 斜張橋 53m	昭和55年	42年
2	トンネル第1	保土ヶ谷区狩場町355番地	保土ヶ谷工場搬入路 16.5m	昭和55年	42年
3	トンネル第2	保土ヶ谷区狩場町355番地	保土ヶ谷工場搬入路 86m	昭和55年	42年
4	南本牧第5ブロック 廃棄物最終処分場浮棧橋	中区南本牧4番地	延長165.35m、幅22m	平成29年	5年
5	南本牧第5ブロック 廃棄物最終処分場遮水護岸	中区南本牧3番地1、4番地1	コンクリートケーソン 鋼製セル	平成29年	5年



資源循環局 施設整備・管理基本計画【個別施設計画】

平成 18 年	制定
平成 30 年 3 月	更新
平成 30 年 8 月	更新
令和 5 年 8 月	改定

お問い合わせ

横浜市資源循環局
施設計画課技術監理係

TEL:045-671-2528

FAX:045-664-9490

Mail:sj-gijutsukanri@city.yokohama.jp